

全国市町村役場所在地データ 令和5年版

【データの説明書】

1. 本データは、『全国市町村要覧 令和5年版』に基づき作成したものである。
2. 本データは、『全国市町村要覧 令和5年版』のうち下記の内容を収録した。

○市区町村コード・市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕
○役所役場の位置〔漢字・カタカナ〕・郵便番号（7桁）（※）

3. 収録事項の出所、用語の意味等は次のとおりである。

○ 市区町村コード（全国地方公共団体コード）

このコード番号は、総務省自治行政局地域情報政策室が主に電算処理のために昭和43年より設定している「全国地方公共団体コード」であり（令和5年10月1日現在）、統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（行政管理庁告示）及び日本産業規格（JIS）として制定されているものである。（末尾1桁を除く5桁コード）なお、コード番号末尾（6桁目の数字）は電算処理におけるチェック用の検査数字である。

(1) 第1桁及び第2桁の番号：各都道府県を意味し01から47までの連番号とする。

(2) 第3・4・5桁の番号

ア 指定都市

：100で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、100から199までの数字のうちから定めている。

イ 特別区及び指定都市の区

：101から199までの連番号で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、101から199までの数字のうちで、指定都市のコードにつづく連番号で表示している。なお、利用上の便宜のため、全特別区の区域にコードを付し、これを100で表示している。

ウ 市（指定都市を除く。）

：201から299までの連番号で表示している。

エ 町 村（北海道の区域内にある町村を除く。）

：301から799までの数字を、301～319、321～339、…781～799の19ずつのグループに区分し、各郡の区域にそれぞれのグループを割り当て、各郡に属する町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。ただし、沖縄県島尻郡については、341～369までを、同県宮古郡については、371～379までを割り当てている。

オ 北海道の区域内にある町村

：301から779までの数字を、301～329、331～359、…751～779の29ずつのグループに区分し、各総合振興局・振興局の所管区域にそれぞれのグループを割り当て、各総合振興局・振興局の所管区域内の町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。

カ 東京都の支庁の所管区域内にある町村

：東京都の大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁の所管区域は、その区域をもって1の郡とみなし、所管区域内の町村を連番号で表示している。

(3) 検査数字

全国地方公共団体コードにおける検査数字は、次の方法により算出した数字としている。

(方式) 第1桁から第5桁までの数字に、それぞれ6、5、4、3、2を乗じて算出した積の和を求め、その和を11で除し、商と剰余（以下「余り数字」という。）を求めて、11と余り数字との差の下1桁の数字を検査数字としている。

ただし、積の和が11より小なるときは、検査数字は、11から積の和を控除した数字である。

(算出例) コード 1 6 2 0 1 (注) ①余り数字が0のとき、
× × × × × 検査数字は1。

乗 数 6 5 4 3 2

積……6 30 8 0 2

積の和…6+30+8+0+2=46

46÷11=4 余り数字2

11-2（余り数字）=9

検査数字 9

②余り数字が1のとき、
検査数字は0。

③余り数字が10のとき、
検査数字は1。

○ 市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕

(1) 表記…常用漢字及び一般の通用字体（JIS漢字第一水準等）を原則としたが、官報告示及び都道府県からの届出により、一部実情に併せて旧字体等を収録した。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和5年10月1日現在）

(2) 読み…各都道府県市区町村担当課等の調査による。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和5年10月1日現在）

○ 役所役場の位置・郵便番号

各都道府県の回答による。（令和5年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会。その後に移転等により変更があった位置・郵便番号については、原則として各都道府県から令和5年7月31日までに報告があったものを収録。）

4. 字体 常用漢字及び一般の通用字体（JIS漢字第一水準等）によって編集した。

ただし、都道府県の回答によって一部旧字体等を使用した。